

## 保育所等への登園自粛期間を延長します

日頃より、新型コロナウイルス感染拡大防止にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、現時点において緊急事態宣言は5月6日までとされておりますが、緊急事態宣言の期間にかかわらず、本市公立小中学校等の臨時休業期間が5月31日まで延長されました。

このことから、これまでお願いしている登園自粛の実施期間についても、以下のとおり延長いたします。

登園自粛期間中は原則として在宅保育をお願いいたします。登園自粛期間が長期に渡っており、保護者の皆様にはご負担をおかけしていることと存じますが、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、休業や在宅勤務等が困難な就業者等で、保護者全員が保育ができない場合は、下記のとおり事前申請により保育所等を利用することができます。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解賜りますようお願いいたします。

### ○登園自粛期間について

登園自粛期間は、5月31日までといたします。

※新型コロナウイルス感染の状況によっては更なる延長を行う場合があります。

### ○保育所等の事前申請について

保育所等が指定する日までに、保育の必要な時間を含めて通園している保育所等に申し出てください。（申出方法は、園にお問い合わせください。）

※申出を受け、保育所等は翌週の保育体制について、保育士の在宅勤務を含めた最小限の体制を整え、縮小して保育の提供を行います。